**換価の猶予申請手続き**

**１　換価の猶予を受けることができる場合**

　　次の①から⑤までに掲げる要件の全てに該当する場合は、換価の猶予を受けることができます。

　　①　市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難とするおそれがあると認められること（＊1）

　　②　納税について誠実な意思を有すると認められること（＊2）

　　③　換価の猶予を受けようとする市税以外の市税の滞納がないこと

　　④　納付すべき市税の納期限から６か月以内に「**換価の猶予申請書**」が市長に提出されていること

　　⑤　原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（＊3）

＊1　「事業の継続を困難とするおそれがある」とは、事業に不要不急の資産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においても、なお市税を一時に納付することにより、事業の休止又は廃止させるおそれがある場合をいいます。

　　　また、「生活の維持を困難とするおそれがある」とは、市税を一時に納付することにより、必要最低限の生活費程度の収入が確保できなくなる場合をいいます。

＊2　「納税について誠実な意思を有すると認められる」とは、納税者が市税を優先的に納付する意思を有していると市長が認めることができることをいいます。

＊3　次の①から③までのいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありません。

　①　猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます。）が100万円以下である場合

　②　猶予を受ける期間が３か月以内である場合

　③　担保を提供することができない特別の事情（法により提供することができることとされている担保の種類に該当するものがないなど）がある場合

**２　猶予期間**

　　換価の猶予を受けることができる期間は、１年（＊）の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に

　応じて、最も早く市税を完納することができると認められる期間に限られます。なお、換価の猶予

を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

＊　換価の猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に市長に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長２年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

**３　申請のための書類**

　　換価の猶予申請をする場合は、次の書類を市長に提出してください。

　(1)　猶予の審査のために必要となる書類

|  |  |
| --- | --- |
| 猶予を受けようとする金額（＊）が**100万円以下**の場合 | 猶予を受けようとする金額（＊）が**100万円を超える**場合 |
| ○「**換価の猶予申請書**」○「**財産収支状況書**」 | ○「**換価の猶予申請書**」○「**財産目録**」○「**収支の明細書**」 |

　　　（＊）未確定の延滞金は含みません。

‐１‐

(2)　担保の提供に関する書類

　　　担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」や抵当権の設定のための書類（不動産等を担

保とする場合）などを提出する必要がありますので、詳しくは市税務課にお尋ねください。

　なお、担保を提出する必要がない場合（１の⑤＊3）には、提出は不要です。

**４　提出された申請書等の審査**

　　必要な書類が提出されているか、必要な事項が記載されているかを確認し、換価の猶予の許可・不許可、猶予を許可する金額、期間などの審査を行います。

　(1)　申請書等の補正

　　　申請に当たって必要となる書類が提出されていない場合や、書類の記載に不備がある場合は、

　　電話等により補正をお願いすることがあります。

　　　なお、市から**補正通知書**が送付された場合において、補正通知書の送付を受けた日の翌日から起算して20日以内に補正されないときは、猶予の申請を取り下げたものとみなされますで、ご注意ください。

　(2)　申請内容の審査

　　　市の職員が、申請者に対して、申請書や添付書類に記載された内容（一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細、財産の状況、収支の実績及び見込み等）について質問をし、帳簿書類等を確認させていただくことがあります。

**５　猶予が許可された場合**

換価の猶予が許可された場合には、「換価の猶予許可通知書」が申請者に送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画のとおり納付ください。

**６　不許可の場合**

次のいずれかに該当するときは、換価の猶予を許可することができません。

　　なお、猶予の不許可に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

　　①　猶予の要件（１の①～⑤）に該当しないとき。

　　②　申請者について強制換価手続（＊1）が開始されたとき、法人である申請者が解散したとき、申請者が市税の滞納処分の執行を免れたと認められるときなどにおいて、猶予を受けようとする市税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。

　　③　申請者が猶予の審査をするために市職員が行う質問に対して回答せず、又は帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（＊2）。

　　④　不当な目的で猶予の申請がされたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき（＊3）。

＊1　「強制換価手続」とは、滞納処分、強制執行、破産手続などをいいます。

＊2　「帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき」とは、具体的には、言動や行動で検査を承諾しない場合、検査に障害を与える場合、検査の対象から免れる場合などが該当します。

＊3　「申請が誠実にされたものでないとき」とは、猶予の申請が不許可又はみなし取下げとなった後に、同一の市税について再度猶予の申請がされたとき（新たに猶予該当事実が生じたことにより納税の猶予を申請する場合などを除きます。）などが該当します。

‐２‐